

厚生文教委員会行政視察報告書

- 1 視察日程 令和8年1月26日（月）から
令和8年1月27日（火）まで

- 2 視察先及び項目
 - (1) 大阪府大東市 高齢者への支援として実施している地域との協同事業について
 - (2) 滋賀県野洲市 暮らし支えあい条例について

- 3 参加者 委員長 沖 浦 あつし
副委員長 遠 藤 百合子
中 井 れい子
水 谷 たかこ
吉 良 のりこ
村 上 ようすけ
片 山 かおる
森 戸 よう子
同 行 高 橋 正 恵（福祉保健部長）
根 本 礼 太（地域福祉課長）
随 行 屋 成 菜 月（議会事務局）

- 4 視察概要 別紙1のとおり

- 5 視察収支報告 別紙2のとおり

(別紙1)

視 察 概 要	
【視察日程】 令和8年1月26日	【視察先】 大阪府大東市
【視察項目】 高齢者への支援として実施している地域との協同事業について	
【視察目的】 総合事業への制度改正の際、国が参考にしたとされる大東市の取組を学ぶことにより、小金井市の実施事業における地域住民の関わりや施策展開への考察を目的とする。	
【事業の概要】 地域包括ケアシステムは、保険者である自治体が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があるとして、大東市は、実状に合った課題解決を目指し、総合事業の各種サービスに地域の特性を活かした特色ある事業を展開している。	
1. 「生活サポート事業」平成26年度より始まった住民主体の訪問型サービス 具体的には、日常的なちょっとしたことで困っている高齢者宅に、養成講座を受けた有償ボランティアである“生活サポーター”が訪問し、支援をするサービス。生活サポートセンターが利用希望と生活サポーターのできることをコーディネートしている。介護保険では提供できないサービス（窓ふき、大型ごみ、庭の手入れなどの生活支援）も提供可能であることが利用者にとって利点がある。 一方、生活サポーターは、謝礼金を受け取る代わりに、将来の自身が生活サポートを利用するための時間貯金に回すこと（約3割の方が選択）ができる。市民がお互いに支え合う事業設計となっている。 生活サポーター養成講座延べ受講者数：971人（令和7年4月から12月の実績） 月平均利用者：120人 生活サポーター訪問件数：3,305件	
2. 「大東元気でまっせ体操（一般介護予防事業）を基軸とした住民主体の通いの場」20年以上継続している大東市の特徴的取組 元気な高齢者から要介護5の方まで参加可能な、座って・立って・寝てできる体操がある。参加者の体調に合わせてできる大東元気でまっせ体操を、市内各所（自治会、銀行、病院、地元企業、介護事業所等）において、住民主体で実施している。（令和8年1月現在、市内145グループが週1～2回開催） リハビリの専門職であった市長の下、徒歩10分以内の場所に通いの場を作ること基本としている。また、通いの場へ自身では行くことができない高齢者については、有償ボランティアドライバーが送迎する移送サービス事業の利用ができる。さらに、この移動支	

援では帰り道にスーパーに寄る買い物支援等も可能となる事業体系となっている。

3. 生活支援体制整備事業（地域の支え合い体制づくりの推進へ、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス提供体制の構築）

- ① 「生活支援コーディネーター」を配置（委託）し、生活支援・介護予防サービスの資源開発及びネットワーク構築のためのコーディネート機能を果たす。
- ② 「協議体の取組」地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定を行う場（年2回対面会議開催、民間企業のサポートが多く登録約100社、60社ほどが対面会議に参加。企画ごとの集まりは独自で開催）。デジタルデバイド解消の取組、多様な趣味活動の協議体企業間の連携事例が挙げられた。

【所感、課題等】

委員1

「住民主体」ということが鍵である。高齢者支援に地域のネットワークを活用したい。というのは小金井市に限らずどこの自治体でも望むところではあるが、それを前進させ、地域に根付かせ、市民の意識・行動を変える、ということを実現している自治体があることは大変参考になる。

小金井市では、既の実績のある「さくら体操」の活動の場所、担い手、利点を拡大することで、市民参加型の高齢者支援を発展出来得る可能性がある。

委員2

高齢者の生活支援や買い物支援まで地域住民で支え合う事業体系は、まさに地域の特性を活かした特色ある取組である。本市には、現在このような“市民が支え合う仕組み”は無いが、既存の制度や事業人員だけでカバーしきれない事案にいかに向き合うことができるか、今後の施策展開において有効な取組を学び得ることができた。

委員3

一般介護予防事業として、「大東元気でまっせ体操」を実施。市民5名以上で週1回程度継続しているとの事だった。また生活サポート事業は、養成講座を受けた市民による生活支援事業が実施され、家事援助の謝礼金か時間貯金か、担い手側が選択すること。これ以外にも包括的な支援事業があり、1か所の包括支援センターが機動力になっていると思った。

委員4

大東市では、地域住民や関係団体と連携し、「地域ぐるみ」で支える仕組みづくりが進められていた。支える側・支えられる側を固定せず、互いに役割を持ちながら自然につながっている姿に、強い温かさと実効性を感じた。制度の整備だけでなく、人と人との信頼関係を丁寧に築くことは大切だと思う。地域の力を生かした持続可能な支援体制づくりが重要だと感じる。人が笑顔になれる社会構築を考えていきたい。

委員5

地域包括支援センターを中心に住民や関係団体と連携しながら介護予防や生活支援を進

める体制が大変参考になった。包括がケアプラン作成に偏らず、「大東元気でまっせ体操」の会場を寺や商業施設、薬局等に広げている点も印象的だった。職員間で情報を共有しやすい体制や、市民の「こんな支えがあれば」という思いに寄り添ったボランティア活動、利用しやすい料金設定、活動者へのポイント付与等の工夫は本市でも検討すべき取組。

委員 6

地域包括支援センターを一つにまとめ、市全体をカバーするというやり方は斬新と感じた。また、企業とのコラボレーションも参考になる。各地域でのきめ細かな支援につながるかはよく把握できていない。小金井でどのようなことが参考にできるかは要検討と考える。

委員 7

10分以内に歩いていける通いの場を作るという市長の思いが現実のものとなっており、145か所の通いの場では、自治会、銀行、病院、民家、地元企業、介護事業所など住民主体で、市長提案の座ってする体操・立ってする体操・寝てする体操を一般介護予防事業として、大東元気でまっせ体操を行っている。小金井市でもさくら体操のできる、歩いて行ける通いの場の創設を考えても良いのではないか。

委員 8

リハビリテーションの専門家である理学療法士として大東市に34年間勤務された現市長が、地域をより良く変えていく「地域リハビリテーション」の考え方でまちづくりをされており、明確な方向性を打ち出して強い意志で実践しておられることが伝わってきた。本市でも、ビジョンを明確にし、連携の目的を明確にすることで改善につながるのではないか。議会事務局のホスピタリティ溢れるお出迎えが素晴らしかった。

視 察 概 要

【視察日程】 令和8年1月27日

【視察先】 滋賀県野洲市

【視察項目】 暮らし支えあい条例について

【視察目的】

野洲市暮らし支えあい条例に基づいた生活困窮相談等様々な生活の困りごとを受ける市民生活相談の対応や連携を学ぶことにより、小金井市の重層的支援体制整備への考察を目的とする。

【事業の概要】

野洲市暮らし支えあい条例は、近江商人の教えである「三方よし」を継承し、事業者と消費者がともに満足し成長することで地域社会の発展を目指すことを基本方針としている。

この条例では、消費者被害の解決のみならず、生活困窮者等の生活上の諸問題への対応や自立支援をすることにより、安全かつ安心で市民が支え合うくらしの実現に寄与することを目的にしている。

滞納は市民からのSOS、ようこそ滞納いただきましたの精神で、債権管理条例に基づき、滞納を市民生活支援のきっかけにしている。

このように、生活上の困りごとの相談に来た方の、背景に横たわる諸問題への対応を能動的に取り組んでいる。

1. 生活困窮者支援事業（自立相談支援事業）では、庁内各課、法律等専門家、地域関係機関、社会福祉協議会と連携し、以下の各事業を行い伴走型支援に取り組んでいる。

- ・住居確保給付金事業

- ・地域居住支援事業

→居住支援法人に委託し、住宅確保要配慮者に対して住まいの確保支援を実施している。

- ・家計改善支援事業

- ・子どもの学習・生活支援事業

→学習支援民間団体に委託し、生活困窮世帯の中学校1年生から中学校3年生の生徒に対して、コミュニティセンターにおいて、「やすクール」を週1回夜間開校。おにぎり隊という食育支援ボランティアの存在や、本事業が地域の拠点となり、地域で地域の子どもの育てる体制が構築されている。また、教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が充実する効果がある。

- ・就労準備支援事業

→「社会とのつながりに不安」「コミュニケーションがうまくとれない」「ひきこもり状態にある」等、直ちに就労が困難な方に対し、発達支援センターと連携し、日常生活と社会生活の自立に関する支援を実施している。

- ・就労支援事業「やすワーク」

→ハローワークとの協定に基づき、ハローワークにオンラインでつながる機能を市役所内に設置している。現在は、生活困窮者だけではなく、一般利用もできるようになっている。

2. 重層的支援体制整備事業では、生活困窮者の相談支援等の取組を活かしながら、地域の住民の複雑多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、地域づくり、参加支援、相談支援に向けた事業を一体的に実施している。

・地域づくり事業（社会福祉協議会に委託）

→地域における効果的な支援体制を構築へ、福祉ニーズを把握することやそれを踏まえ地域サービスを創出、推進を図る。

・参加支援事業（社会福祉協議会に委託）

→利用者のニーズを踏まえた丁寧なアセスメントを行い、支援メニューのマッチングを行う。また新たな環境に適応できるよう定着支援や受入先を訪問するなどのフォローアップを行う。

・継続的支援事業（社会福祉協議会に委託）

→地域生活課題を早期に発見し適切な対応を行うために、住民が身近なところで専門職と話し合う場や、住民の自主活動等の交流ができる拠点を各地域に整備。

・包括的支援体制構築事業（市直営）

→育児、介護、障がい、困窮等、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める相談支援体制づくりを推進している。



【所感、課題等】

委員 1

条例の精神に基づいた、市部局を主体とする「生活困窮者支援」と「消費者行政推進事業」の包括的な取組は、理想的な行政の実践として大変参考になる事例である。重層的なネットワーク、コンシェルジュ機能や公費滞納等のサインを起点とするアウトリーチ型の「おせっかい」アプローチは小金井市においても取組むべき課題である。市庁舎内に相談員常駐の「ハローワーク」を設置する体制は、小金井市でも早期に実現していきたい。

委員 2

野洲市くらし支えあい条例の取組として、市民生活の背景に寄り添う支援体制の事例を学んだ。滞納を支援の入り口と捉える柔軟な発想や、「やすクール」による地域の子ども支援の仕組みは、行政と地域、民間が連携した実践的モデルであり、先進的な取組である。また、同じ事業であっても小金井市と実施主体や体制が異なる点は、自治体ごとの特色として大変参考になった。

委員 3

くらし支えあい条例に基づき、生活困窮者支援が効果的に行える体制が整えられていた。また、税金の未納や滞納に対し、「生活を壊してまで回収しない」との立場で、生活

支援に繋げており、その姿勢を深く学ぶべきである。市の独事業として、家計改善支援事業、民間団体による「学習・生活支援事業」、就労支援の「やすワーク」、「就労準備支援事業」が自立相談支援事業として実施されているのも、条例があるからこそと思った。

委員 4

野洲市のくらし支えあい条例は、市民の生活を包括的に支える理念を明確にするという形で、条例として制度化している点に大きな意義を感じた。特に、困りごとが深刻化する前に気づき、早期に支える予防的視点や、分野を超えて連携する体制づくりが印象的だった。誰も孤立させない地域づくりの重みを実感できるよう、制度と実践をどう結びつけていくかという点や、市民に寄り添う支援の在り方を考えていきたい。

委員 5

野洲市の視察では、複合的課題を抱える相談者に対し、初期段階から丁寧に状況を把握し、くらし支えあい条例に基づき部署横断で支援する体制が確立されている点が印象的であった。税滞納を契機に生活困窮を早期発見し、面談や家計改善支援、分納計画を通じて生活再建まで伴走する仕組みは実効性が高い。悪質事案には厳正に対応しつつ、関係機関と連携して包括的に支える姿勢は小金井市にとっても大いに参考になる。

委員 6

くらし支えあい条例と債権管理条例の連動についての詳細な説明が非常に参考になった。ただ、随所でカリスマ相談員だった方の功績が多く語られていたことが気になる。カリスマ相談員が退職後だいぶ様子が変わっていったのではないだろうか。1階に入っすぐの目につく場所にあった市民生活相談課の窓口が、裏側の福祉部の窓口の隣に移動されていて、役所内での位置付けの変化があったが、その点については説明がなかった。

委員 7

条例は、三方よし経営の促進・消費者トラブルの解決力の強化・消費者トラブルの未然及び拡大防止・生活困窮者等への支援の拡充・見守り活動の強化等、安全かつ安心なくらしの実現に向けて制定されている。また、市役所は、福祉の総合デパートとして位置づけ、就労・障がい・保育・教育・健康・介護等、様々な情報をつなぎ合わせることで支援につなげている。小金井市でも取り入れの可能な所から実践したい。

委員 8

「滞納は市民からのSOS」という共通認識のもと、庁内連携されていることがすばらしい。「野洲市くらし支えあい条例」に基づく訪問販売事業者の登録制度等、時代のニーズに応じて法的に整備したり、見直したり、と柔軟かつタイムリーに行われていると感じた。本市では、「一度制度をつくるとやめづらい」という空気が大きいと思うが、時代が変わり、ニーズが変われば、提供する行政サービスも変わる、という意識を持ってほしい。

(別紙2)

収 支 報 告

1 予 算 437,830円

〈内 訳〉 旅費

委員旅費 @48,870円 ×8人 = 390,960円

1人当たり旅費 交通費 (8人) 30,670円

宿泊費 12,600円

日 当 5,600円

職員旅費 @46,870円 ×1人 = 46,870円

1人当たり旅費 交通費 30,670円

宿泊費 12,600円

日 当 3,600円

2 執行額 437,830円

〈内 訳〉 交通費 276,030円

宿泊費 113,400円

日 当 48,400円

3 差引残 0円